

インドネシアで
安全に暮らすために

平成26年4月

在インドネシア日本国大使館
ジャカルタ・ジャパン・クラブ

はじめに

インドネシアの面積は189万平方キロメートルと日本の約5倍で、大小1万以上の島々に民族や宗教も異なる2億人以上の国民が暮らす広大な島嶼国です。したがって、地震や火山の噴火などの自然災害から民族間のトラブルまで多様な事案があり、一般犯罪に加えて日本人がテロや殺人など重大な犯罪の被害者になった例も過去にはあります。

- 自然災害としては、2004年12月にスマトラ島沖を震源とするマグニチュード9.1の大地震が発生、同地域ではその後も断続的に地震が発生しています。なお、ジャワ島において、2006年5月に中部ジャワのジョグジャカルタ付近を震源としたマグニチュード6.3の地震が発生し、それに伴って同年5月及び2010年10月には中部ジャワのムラピ山が噴火するなど国内の火山活動も活発化しています。また、大雨による大規模な洪水被害も数年に1度発生しています。
- デモ関係としては、1998年5月に、アジア通貨危機をきっかけに、ジャカルタを中心に全国で暴動が発生。民主化運動も拡大し、当時のスハルト大統領が辞任しています。2012年からは、労働団体による賃金値上げ及びアウトソーシング（派遣社員）反対のデモが活発化し、現在に至っています。
- テロ関係としては、2002年10月のバリ島爆弾テロ事件以降に大規模な自爆テロ事件が4年連続して発生した後、2005年以降3年間は発生していませんでした。しかし、2009年7月、ジャカルタ市内のホテル2箇所において同時爆弾テロが発生し、外国人6名を含む9名が死亡、多数の負傷者がでました。国家警察によるテロ関係者の取締りが進められていますが、今なお、テロへの警戒は必要です。
- 感染症としては、2005年7月に国内最初の強毒性の鳥インフルエンザ（H5N1）の感染例が確認されて以降、現在まで毎年確認されているほか、2009年4月に発生した新型インフルエンザ（パンデミック（H1N1）2009）はインドネシアを含む全世界で感染が拡大しました。
また、今後鳥インフルエンザの変異により人から人への感染が拡大するおそれもあり、注意が必要です。

このような政治・社会情勢の中で安全に生活するためには、日々刻々と変わる国内外の諸情勢や対日感情の変化等を的確に把握し、各人が「自分の身は自分で守る」との心構えで、常に警戒心を持って行動することが大切です。この安全の手引きには、インドネシアで生活する上でご家族全員が念頭に置くべき防犯上の一般的な心得や緊急時の心得と対処要領を記しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

なお、不幸にして何らかの事件・事故に巻き込まれた場合や、困ったことが起きた場合は、いつでも日本大使館（＋62－（0）21－3192－4308）にご連絡ください。

< 目 次 >

I. 平常時における安全対策

1. 2013年の犯罪の傾向と安全対策の基本的な心構え . . . 4
2. 一般犯罪被害に遭わないための対策 8
 - 自宅における留意点
 - 行動における留意点
 - 会社・事務所における留意点
3. 暴動に巻き込まれないための対策 11
4. 爆弾テロ事件に対する対策 12
5. 誘拐被害に遭わないための対策 13
6. 交通事故対策 13
7. 災害に対する備え 14
8. 旅行者に対する注意事項 15
9. 鳥インフルエンザについて 16

II. 緊急事態への備えと対処要領

1. 外務省「渡航情報」について 19
2. 平素の心構え 20
3. 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の対応 . 22
4. 退避、出国等 23

III. 参考情報

1. 緊急連絡網 24
2. 「インドネシアの治安情報」の入手方法 25
3. 緊急連絡先一覧表 25
4. 警察・消防・高速道路関係 26
5. 一口会話 28

I. 平常時における安全対策

インドネシアでは、世界的な金融危機にも拘わらず、堅調な経済成長を続けています。他方、所得格差は依然として大きな開きがあり、多くの貧困層や失業者を背景に、旅行者を狙った空港、レストラン、ホテル等における置き引き等の窃盗事件が頻発しています。また最近では暴走族やプレマン(日本でいうチンピラやごろつき)に集団で襲われるなど、その犯罪手口も大胆かつ凶悪化しているのが現状です。

特にジャカルタでは、タクシー強盗やパンク強盗のほか、オートバイによる引ったくり、振り込め詐欺等の犯罪も発生しています。また、近年の政治、経済及び社会情勢等を背景とする小規模なテロも依然として発生しており、労働団体等のデモも日常的に実施されています。

1. 2013年の犯罪の傾向と安全対策の基本的な心構え

(1) 2013年(1月～12月)における犯罪発生状況

国家警察によると、インドネシアにおける2013年(1月～12月)の犯罪認知件数は182,467件(前年は188,662件)、うち検挙件数は約54%の98,073件に上りました。

(2) ジャカルタにおける主な犯罪

● 強盗

日中及び深夜に、市内中心部の歩道橋を歩行中、前後から来た3～4人組の男に囲まれ、スマートフォンや貴重品を奪う強盗に、複数の邦人が被害に遭っています。事件の特徴としては、トランスジャカルタのバス停付近の男達が、歩行者の身なり等を見て標的を選び、歩道橋反対側の仲間に連絡を取り、前後から挟んでナイフ等で脅して貴重品等を奪うという手口です。対策としては、昼間であっても携帯を見ながら歩行する等の油断した行動はせず、背後に疑わしい人がいないか確認するなど注意を払った上で、もし被害にあった場合には身の安全を第一に、無理な抵抗はしないように心がけてください。

また、駐車中の車の窓ガラスを割り、ドアをこじ開け、車中に置いてあるものを盗む「車上荒らし」、渋滞で停まっている車両の窓ガラスを斧で割り、金品を奪う「斧強盗」につき、引き続き注意が必要

です。対策としては、窓ガラスに飛散防止フィルムを貼る、鞆、携帯電話及び貴重品を外から見える場所に置かないように注意する必要があります。

● ひったくり、空き巣、すりなど

オートバイに乗った二人組が歩行者の背後から近寄り、歩行者の脇を走り抜けながら、ショルダーバッグ等をひったくる手口の犯行が多発しており、邦人も被害に遭っています。徒歩の場合は、周囲に不審者がいないかどうか確認し、高価な腕時計やバッグの持ち歩きは避け、例えばバッグは紐付きのものをたすき掛けにして体の正面に持つなどを常に心がける必要があります。

スリや置き引きは、繁華街、デパート、市内バス、列車の中、路上及び歩道橋等で被害に遭う事例が多く、また、長距離バス、空港・駅の構内、ホテル等でもちょっとした隙が狙われています。いくつかの主要ホテル(特に早朝のコーヒー・ショップ内、チェック・アウト時のカウンター付近やロビー)及びスカルノ・ハッタ国際空港(到着・出発ターミナルのロビー、レストラン、車寄せ付近)において、邦人がスリ・置き引き被害に遭い、パスポートや貴重品の入った鞆等を奪われる事案も散見されます。滞在中の貴重品の管理は次のことに十分注意してください。

- ・貴重品及びスマートフォンは外部から所持していることをわかりにくくし、特に最近スマートフォンはよく狙われるので歩きながらスマートフォンを操作しない。
- ・パスポートは肌身離さず所持する。
- ・現金を携行する場合には、分散して一括で所持しない。

空き巣も引き続き発生しています。特に家人不在時に家に侵入して金品を盗む空き巣の被害は、アパート、マンションよりも一戸建て家屋の方が多く発生する傾向にあります。窓ガラスに鉄格子が設置されていても、ネジで留めているだけで簡単に外せるものがあるので、確認することをお勧めします。

また、直接アパートを訪れて「自分は〇〇の身内である(会社関係者である、友達である、と使い分ける。)。部屋の鍵を貸して欲しい。部屋に通して欲しい。」と言葉巧みに申し立て、アパートスタッフやメイドを信用させて、部屋に入って金品を盗むケースも散見されます。スタッフやメイドなど住居関係者に対して、必ず主人に確認を取ってから対応し、第三者を勝手に部屋に立ち入らせないよう指導(依頼)

しておくことが肝要です。

●パンク強盗

最近、道路上に釘をまき、タイヤをパンクさせ、修理中に車のドアを開け、車内の鞆等を盗む「パンク強盗」に複数の邦人が被害に遭っています。パンクしても、すぐに降車せず、周囲の状況をうかがい、ホテルやショッピング・モール等の駐車場まで徐行して走行し、安全を確認した上で修理する必要があります。タイヤ交換等を行う際には、鞆や貴重品は車内の目立たないところに隠し、車の鍵をかける等の注意が必要です。似たような手口としては、走行中に後方から「タイヤがパンクしている」と合図をして停車させ、確認中に犯行に及ぶものもあります。

●麻薬等薬物犯罪

スカルノ・ハッタ空港で覚醒剤を持ち込もうとした外国人が逮捕される例が頻繁に報じられています。覚醒剤、エクスタシー、ヘロイン、大麻などの麻薬の所持・売買・使用等は法律で禁止されており、外国人にも死刑、禁固刑等重い刑罰が科せられます。繁華街、ディスコなど薬物犯罪の温床となるような場所には近づかない、違法な薬物には絶対手を出さないこと、そして見知らぬ人から内容不明の物品の購入や運搬を依頼されても決して応じないことが肝要です。

●スキミング

昨年以降、ジャカルタやバリを中心に ATM から預金者の預金引き出される被害が相次いで発生しています。犯人は空港等の ATM にカードの情報を読み取るスキマーと呼ばれる装置を取り付け、周辺に小型カメラを設置して暗証番号を確認している模様です。平素から各種カードの引き出し限度額を設定し、取引明細書等の関係記録の保管・管理を徹底するとともに、暗証番号は第三者に察知されないよう注意してください。カードを使用する場合は、目の届きやすい銀行等店舗内に設置されている ATM を利用することをお勧めします。また、ATM 周辺にカメラ等の不審な物が取り付けられていないかよく確認し、不審点が認められた場合には取引を直ちに中止し、取引銀行等に通報して下さい。

●詐欺

振り込め詐欺(オレオレ詐欺、なりすまし詐欺など)が依然として発生しています。子供を学校に通わ

せている方の自宅に、学校の教員を名乗る者からインドネシア語で電話があり、「子供が学校で怪我をした」等の連絡をし、「病院費用等が必要なため、現金を振り込んで欲しい」等の手口でお金をだまし取るものです。突然の衝撃的な内容の電話で気が動転して冷静な判断ができず、被害に遭った邦人の方もおられます。「今すぐ」等と相手をあわてさせて、冷静に判断する時間を与えないもの犯人の手口ですので、相手の連絡先を確認して一旦電話を切り、事件に巻き込まれたとされる本人などに直接電話をして本当に事件が起きたか否かを自ら確認した上で対応することが重要です。

インターネットを通じての商品購入・売却を装う詐欺も確認されています。相手方の連絡先、所在地の確認に加え、現地ジャパン・クラブ等や、その他のウェブサイト等からも関連情報の入手し、安易に相手を信用して代金の全額先払いを行わず、被害に遭ったときのことを考えて、相手から届いたメールや銀行振り込み時の控え、購入申込書を商品が到着するまで保管に努めてください。

●ベチャ(三輪自転車タクシー)・バジャイ(三輪自動車タクシー)での金品盗難

ベチャ・バジャイに乗車していた邦人が、窓から突然手を差し込まれ、バッグに入った金品及びパスポート等を盗まれるケースがしばしば発生していますので、パスポートは肌身離さず所持する、貴重品及びスマートフォンは窓側に置かず、荷物から目を離さないことが必要です。

● タクシー強盗など

ジャカルタ市内各地でタクシー強盗が発生しており、空港から乗ったタクシーに法外な料金を要求される被害も発生しています。タクシーを利用する場合、比較的安全と言われるブルーバード、シルバーバードの利用をお勧めします。ただし、これらのタクシーに色・名称を似せたタクシー会社もあるため、注意を要します。

(3) 犯罪被害に遭わないための留意点

当地での日常の行動における留意点は次のとおりです。

☆ 自分と家族の安全は、自らが守るとの心構えを持つこと

インドネシア国内外の政治・経済・治安状況及び対日感情等について様々な媒体から常に情報を得るよう努力する必要があります。また、犯罪の傾向や手口、法律や習慣等、各種情報を幅広く入手

するよう努めることも大切です。集会やデモには近づかず、運転手にラジオニュースを聞かせるなどで、危険な地域や道路を避け、迂回するよう心掛けます。興味本位での現場見物等は差し控えます。

☆ 常に危機意識、緊張感を持って行動すること

日本人は経済的に裕福であると見られがちであり、窃盗や強盗等の一般犯罪のほか、テロ、誘拐等の標的にされる可能性があることを十分に認識する必要があります。また、日常生活を送る中で、常に安全のための三原則（「目立たない」、「行動を予知されない」、「用心を怠らない」）を念頭に行動することも大切です。

☆ 自分が外国人であることを自覚すること

価値観の違いを認識し、インドネシア固有の文化、伝統、風俗、宗教等を十分に尊重しましょう。また、自分は外国に住まわせてもらっているとの謙虚な姿勢が大切であり、平素から隣人、会社の従業員、メイドや運転手などの家事補助者等インドネシア人との間に良好な関係を保つよう努力することも大切です。

☆ 予防が最良の危機管理

事件、事故、災害等に巻き込まれないように、予防することこそが最高かつ最良の危機管理であることを認識し、予防のために必要な努力と経費を惜しんではいけません。

☆ 日本と安全・安心の基準が異なることに留意すること

乗り物、機械器具、子どもの遊具、建物の構造、道路の状況など、日本とは安全・安心の基準が異なることに留意して生活しましょう。特に、子ども、女性の安全については、周囲も十分な注意を払う必要があります。

2. 一般犯罪被害に遭わないための対策

○ 自宅における留意点

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 高層アパートか、一戸建てか2. メイドや運転手等、家事補助者の信頼度と監督 |
|---|

[住宅]

(1) 集合住宅と独立家屋では一般的に警備の容易さ及び安全性の観点から前者の方が優れており、集合住宅における居住の可能性を検討することをお勧めします。

独立家屋の場合は、住宅環境を整備し、夜間は庭園灯、屋外灯を点灯して死角をなくすることが大切です。また、ドアや窓の作りを強固なものとし、必要であれば窓に鉄格子、また家屋に防犯警報装置を設置したり、施錠設備は頑丈なものとし、複数の鍵を設置するなどの工夫をすることも大事です。

(2) ドアや窓の施錠は、例え在宅中であってもこまめに行いましょう。鍵は自らが確実に保管し、仮に家事補助者等に合い鍵を預ける場合であっても、主寝室等の合い鍵は渡さないなど配慮しましょう(例えば、外出する際は、家事補助者等による盗難を防ぐ観点からも、主寝室に備え付けた金庫で貴重品を保管し、主寝室の施錠を励行する。)

(3) 家の外から目立つ場所には高価な物を置かないよう心がけましょう。また、知らない訪問者は絶対に家の中に入れてはいけません。例え警察官や警備員を名乗った場合であっても、身分証明書の提示を求め、その内容を確認することが大切です。

(4) 外出先から帰宅した際、ドアの錠が開いていたり、窓が割られているなど不審な点が認められたら、安易に家の中に入ることなく、警察や近隣の人に助けを求めましょう。

(5) 在宅時に盗賊の侵入に気付いても、身の安全を第一として対処する必要があります。盗賊のいる場所に姿を見せることなく、鍵のかかった部屋で盗賊の退散を待つか、電話で警察等に通報し、それでも押し入って来た際には、むやみに抵抗しないことが望ましいです。

[メイド、運転手等の家事補助者]

(1) 家事補助者の採用に当たっては、身元のはっきりした者を採用することが大切です。また、その際は身分証明書等を確認し、そのコピーを保管する。特に、運転手については運転免許証の有効期限についても注意を要します。

(2) 家事補助者には、主人の許可なしに外部の人間を、家事補助者の家族であっても家の中に入れないよう十分に注意を与える必要があります。また、見知らぬ者からの家人の在宅を確認するような電

話には応答しないよう平素から指導することも大切です。

- (3) 不心得な家事補助者や解雇した家事補助者の手引きによる犯罪も多いことから、十分に注意を払う必要があります。特に、長期間にわたり家を留守にする場合は、知人や会社の同僚等に定期的に見回りをしてもらうよう依頼するのも一案です。

○ 行動における留意点

1. 「自分の身は自分で守る」との心構え
2. 犯罪の傾向や手口、法律や習慣を知っておく
3. 犯罪に遭遇したら抵抗しない

- (1) 繁華街、市場、デパート、モール、空港等、多数の人が集まる場所や横断陸橋では、周囲に不審人物がいないかどうか気を配りましょう。特に、見知らぬ人に話しかけられ、その対応をしている隙に鞆等を盗まれるケースも多いので注意が必要です。また、ズボンの後ろポケットに財布等の貴重品を入れて出歩かない、鞆は抱きかかえるように体の前で持つ等の工夫も必要です。
- (2) 外出する際は派手な服装は避け、大金を持ち歩かないことも大切です。また、支払いの際に多額の現金を人前で晒さないよう、少額の現金のみを入れた財布を用意するなど、財布の取扱には十分注意を払いましょう。
- (3) 車に乗ったら直ちにドアロックを施し、窓ガラスは閉めるよう心がけましょう。貴重品は外部から見えないようにし、車を離れる際は車内に残さないようにしましょう。大きな荷物で持ち歩くことができない場合にも、予めトランクの中に入れるなど、外部から見えない場所に保管することが大切です。
- (4) 信号待ち等のため一時停車した際、サイドミラーを破壊し持ち去る手口の事件や、手斧を示して威嚇し金品を要求する強盗事件が発生しているので、不審者が近づいてきたら進路を変更してでも車を発進させて避難しましょう。抵抗したり争ったりすることは厳に慎みましょう。
- (5) 車で走行中、タイヤがパンクしたり、投石を受けたりした場合でも、その場に停車することなく、ホテルやレストランの駐車場等、比較的人出の多い安全な場所まで移動して修理や車体の確認を行いましょう。その際も、ドアロックは確実に施すことが大事です（バイク等で後ろから追いかけて、修理中に

車内の鞆等を盗んだり、凶器を示して金品を要求する手口の犯罪が多発。)

- (6) タクシーを利用する際には、レストランやホテルのカウンター等から電話で呼び出して貰もらったものや、ホテルやショッピング・モールで客待ちしているものを利用するよう心がけましょう。深夜に流しのタクシーを拾うことは非常に危険なので厳に慎みましょう。タクシーに乗車した際は、車内に提示されている運転手証の顔写真で運転手が本人か確認し、別人であればすぐに降車しましょう。また、乗車後、運転手の名前や車両番号、タクシーの会社名等をメモするか、携帯電話で知人に連絡しておく、犯罪の被害に遭った場合や車内に忘れ物をした際に運転手を特定しやすく、役立ちます。

○ 会社・事務所における留意点

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 警備体制、防犯対策をおろそかにしない2. 従業員との関係に注意する |
|---|

- (1) 席を離れる際は、例え短時間であっても机やロッカー等の施錠設備のある場所に貴重品を保管し、確実に施錠するよう心がけましょう。卓上のパソコンは、必要に応じワイヤーロープで繋ぐなどの工夫をすることも一案です。
- (2) 事務所の出入り口のみならず、各執務室にも施錠設備を設けるよう心がけましょう。帰宅の際又は昼食時等に外出して執務室が無人となる場合は、こまめに施錠しましょう。
- (3) 現地従業員との接し方には注意を要します。思わぬところで恨まれて執拗な嫌がらせを受けることがありますので、人前で厳しく叱るなど相手の尊厳を傷つけるような行動や感情的な言動を慎んでください。また、労働争議から派生する放火や監禁事件も懸念されるので注意してください。
- (4) 事業所や工場などでは地域住民と良好な関係を維持することも保安上大切です。

3. 暴動に巻き込まれないための対策

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 集会やデモには近づかない2. これらに遭遇したら、速やかにその場から退避する |
|--|

- (1) 集会やデモに端を発した暴動が発生する可能性は排除できないので、車で移動する際は運転手にラジオニュースを聞かせるなどして情報を収集し、危険な地域や道路は避け、迂回するよう心掛け

ましょう。また、暴動ではなく、学生同士等の些細な喧嘩から突如として路上で投石合戦が始まることもあるので注意を要します。

- (2) 仮に、暴動、喧嘩の現場に遭遇した場合には、速やかにその場を離れてください。また、爆発音が聞こえたり、煙が立ち上ったりした場合は、二次的な爆発や群衆のパニックに巻き込まれる恐れもあるので、現場見物等の行動は厳に慎んでください。

4. 爆弾テロに対する対策

1. 欧米関連施設・警察施設等爆弾テロの対象となり得る施設等には、出来るだけ近づかない
2. 不審な物を発見した場合には、「触れない、嗅がない、動かさない」

- (1) 当地では2002年10月にバリ島のクタ地区、03年8月にジャカルタのマリオット・ホテル前、2004年9月にジャカルタのオーストラリア大使館前、2005年10月にバリ島のクタ地区及びジンバラン地区、2009年7月にジャカルタのマリオット・ホテル及びリッツカールトン・ホテル内において爆弾テロ事件が発生しました。
- (2) インドネシア警察当局は、これら事件発生を受けて再発防止のための高度の警戒態勢を敷くとともに、真相究明に向けた捜査を展開した結果、主要な被疑者は射殺又は逮捕されましたが、新たな要員へのテロ遂行のノウハウが伝承されている可能性や中東のテロ・グループとの連携動向がうかがえるなどから、再びテロ事件が発生する可能性は排除できません。
- (3) ついては、不測の事態に巻き込まれないよう最新の関連情報の収集に努めてください。また、多数の外国人が集まる場所及び主要欧米関連施設・警察施設等が爆弾テロの標的となるようなことがあることを踏まえ、外出の際には車又は徒歩での移動を問わず、不審な動きをしている人物や車がいなか等、周囲の状況に最大限の注意を払って、自らの安全確保を心がけてください。
- (4) 不審な物を発見した場合には、「触れない、嗅がない、動かさない」の三原則を守り、直ちに警備員等関係者に通報しましょう。

5. 誘拐被害に遭わないための対策

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 目立たない、用心を怠らない、行動を予知されない2. 普段と変わったことがないか、常に周囲に注意を払い、その前兆を掴む |
|--|

- (1) 日本企業の海外進出が進むにつれ、世界各地で政治・経済的目的等のために邦人の誘拐事件が発生しており、インドネシアを含め、海外における邦人誘拐の可能性が増しています。
- (2) 誘拐対策の基本は、「個人の意識と努力」であり、即ち、「目立たない」、「用心を怠らない」、「行動を予知されない」の三原則を守ることが重要です。
- (3) 過去の事例によれば、誘拐事件の発生前には、不審電話が続く、誰かに尾行される、自宅やオフィス付近に不審者・車がいるなど、何らかの前兆があることが分かっていますので、常に周囲に注意を払い、その前兆を掴むよう努めてください。

6. 交通事故対策

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 信頼できる運転手を雇用し、運転を任せる2. 自動車保険への加入3. 事故にあった場合に自宅の住所や電話番号等はなるべく教えない |
|--|

- (1) インドネシア、特にジャカルタにおける道路交通事情は非常に劣悪なので、車の運転は運転手に任せ、極力自分ではしないよう心がけましょう。運転手には、安全運転に心掛けるよう平素から十分に指導する必要があります。また、日中は交通渋滞が生じやすく、特に出勤時、退社時は激しくなること、更に一方通行が多く目的地まで思わぬ時間を要すること等から、運転手に無理な運転をさせないためにも、あらかじめ時間的なゆとりを持って行動しましょう。
- (2) 自分の車が交通事故を起こした場合は、追突等の二次的 사고が起こらないよう安全を確保し、その上で現場の保全を図ります。事故の当事者はあくまで運転手であるので、示談交渉等については運転手に交渉させ、自分は安易に車外に出ないようにします。身の危険を感じた場合、状況によっては早急にその場から退避しましょう。
- (3) 事故現場には瞬時に野次馬が集まることがあるので、可能な限りホテルの駐車場等の安全な場所

に移動して示談等の交渉を行いましょう。その際、特に事故現場では相手を刺激するような言動は慎みましょう。同乗者、付近のビルの警備員等に警察、病院等への通報を依頼しましょう。

(4) 軽微な物損交通事故であれば、基本的にはその場での示談となるが(警察への通報義務はない)、解決が見つからない場合や後刻の示談に相手が応じそうもないような場合等には、両当事者(当方は運転手のみ)揃っての警察への出頭を促すなど、臨機応変の措置をとることも必要です。

(5) 人身交通事故の加害者となった場合は、周囲の状況(野次馬の参集状況等)や相手の負傷の程度等を勘案した上で、必要であれば自分の車、タクシー等で負傷者を病院に搬送するなど、臨機応変の措置をとりましょう。

(6) 事故現場では後日のトラブルを避けるため、相手の運転免許証や身分証明書記載事項、相手車両の車検証やプレート番号等を運転手に控えさせておくことも大切です(保険への未加入者も多い)。自分自身の身分事項について答える必要がある場合は、(夫の)氏名、会社名及び会社の電話番号にとどめ、自宅の住所や電話番号はなるべく教えないようにしましょう。

(7) 警察において事情聴取を受ける場合は、通訳可能な同僚等の同伴を求めるとともに、必要に応じて日本大使館領事部に通報してください。捜査報告書等への署名を求められた際は、内容を十分に確認した上で応じてください。

7. 災害に対する備え

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 地震、洪水に強い住居を選定する2. 1～2ヶ月間程度の食料・飲料水を備蓄する3. 携帯電話の車両型充電機等を購入する |
|---|

(1) 火災が発生したら慌てずに初期消火に努め、必要に応じて消防署に連絡します。なお、消火器を準備し、操作を熟知しておきましょう。

(2) 高層住宅に居住する場合は、平素から火災や地震発生時の避難経路を確認しておきましょう。

(3) 雨期は通常9月から3月の間ですが、その後半の1月から3月には数年間隔で集中豪雨が発生するといわれており、特に2002年、2007年及び2013年には大洪水がジャカルタ首都圏を襲いました。

住居(含アパート)選定の際には、洪水対策も考慮して選定しましょう。

- (4)災害の際には停電等により携帯電話の充電が行えないこととなり得ますので、携帯電話の予備バッテリーを購入する、または車内シガーポケット充電器を購入しておくことをお勧めします。

8. 旅行者に対する注意事項

1. 意識を海外モードにする
2. 親切な人を安易に信用しない

- (1)旅行者が遭う犯罪被害の大半は、スリ、置き引き、引ったくり、車上狙い等の窃盗によるもので、特に空港やホテルのロビー、レストラン、デパート等で多発しています。手荷物からは絶対に目を離さない、人混みの中では鞆を抱えるようにして持つ、駐車車両の中に貴重品を放置しないなど、荷物の管理を厳重にしましょう。また、空港等のロビーで見知らぬ人から話しかけられ、注意が逸れた隙に手荷物を持ち去られるケースもあるので、特に注意を要します。
- (2)紛失したり盗難被害に遭ったパスポートは、偽変造ブローカーを通じて売買された後、先進各国への密入国等に不正使用され、後日、真正な元のパスポート名義人に思わぬ被害等が及ぶこともあります。また、パスポート作成のために旅行日程を大幅に変更しなければならなくなるような事例も多々あります。パスポートは肌身離さず所持するとともに、常に所在を意識するなど、管理には細心の注意を払いましょう(パスポートの写しを別途保持しておくことをお勧めします。)。
- (3)クレジット・カードの不正使用被害が増加しているので要注意です。これは、支払い時にカードの磁気情報を記録され、これを不正に使用されて身に覚えのないものまで請求されるというものです。クレジット・カードで買い物をする場合は、信頼のおける店で使用することは勿論、店員のカード操作をよく確認しましょう。また、書き損じ等が生じた場合は必ず間違った控え書の返還を求めましょう。万が一、身に覚えのない請求があった場合は、クレジット・カード会社に直ちに通報しましょう。
- 対策としては、カードに限度額を設定するなどして、一回の被害額を最小限に抑えられるよう手配する、クレジット・カードの決済方法を、送付される請求書により使用履歴を確認した上で後日の支払いを行うシステムに切り替えるなどがあります。(詳しくは提携先金融機関にお尋ね下さい。)

- (4) 港湾施設、飛行場なども含めたすべての軍事施設は写真撮影が禁止されていますので、注意して下さい。
- (5) 身分証明書の常時携帯が義務付けられており、原則として、短期滞在者はパスポートの原本を携帯する必要があります。さらに、ジャカルタ特別州内に長期滞在される場合は外国人来訪者身分証(KIP)等の携帯も義務付けられています。警官を装った者により、身分証明書不携帯として金銭を要求されるといった事件も発生していますので、身分証明書の常時携行を励行してください。なお、持ち歩く際、特にパスポートの紛失、盗難には十分注意して下さい。
- (6) 最近、飛行機に搭乗の際、本人が席を立った際に、座席上部の手荷物収容棚から、貴重品を盗む窃盗団があり、現金等の盗難被害が報告されています。機内といえども貴重品の手荷物には鍵をかけるなどの対策を講じてください。
- (7) 携行医薬品等につき、医師の処方箋がある場合は主治医に英文のレターを作成してもらい、市販薬の場合には説明が出来る様に英語で薬品名及び使用目的を記載しておくことをお勧めします。不明な点は、ジャカルタ空港検疫所 TEL(+62-21)-5550-6068/ 7989 にお問い合わせ下さい。

9. 鳥インフルエンザについて

1. 鳥類に近づかない、手洗いの励行、予防接種
2. 出国準備、又は、残留する場合の生活物資確保
3. 工場等の操業、従業員の雇用をどうするか検討しておく

(1) 予防対策

鳥インフルエンザに対する予防対策については、従来から「大使館からのお知らせ」により注意事項をお知らせしてきているほか、在インドネシア日本国大使館のホームページ(<http://www.id.emb-japan.go.jp/>)では家事補助者および運転手用の予防のための注意事項のインドネシア語版を掲載しています。

在留邦人の皆様におかれては、改めて以下の予防対策につき御確認の上、職場の従業員等、個人が雇用する家事補助者及び運転手等、日常生活で接点のあるインドネシア人の健康管理についても

一層留意してください。

- (イ) 鳥類に近づかない。特に養鶏場、鶏を扱う伝統市場、観賞用鳥屋、家禽類飼育家庭及び動物園などへの不用意・無警戒な立ち寄りや接触を避けること。さらには、鳥類の死体、内臓、排泄物(含鶏糞有機肥料)に接触しない。
- (ロ) 鶏肉や卵を調理する際に十分加熱すること(WHOによると、ウイルスは適切な加熱により死滅するとされており、一般的な方法として、食品の中心温度を70℃に達するように加熱することを推奨しています。)
- (ハ) 人混みへの立ち入りは最小限にし、外出後には手洗い、うがいなどの通常の感染症予防対策を励行すること。
- (ニ) 通常のインフルエンザ・ワクチンを定期的に接種すること。
- (ホ) マスク等を準備し、必要に応じて着用すること。
- (ヘ) 高熱、全身倦怠感、呼吸器症状等が出たら、ためらわず最寄りの信頼できる病院の医師を受診すること。
- (ト) 職場の従業員、家事補助者、運転手等に鳥インフルエンザと疑われる症状が出た場合には、早急な医師の診療、出勤の停止等の指導により、周囲への感染予防措置をとること。

(2) 今後の心構え

今後、鳥インフルエンザの変異により、人から人への感染が拡大する新型インフルエンザの発生が懸念されています。その場合には、出入国や物流の制限により社会的に大きな影響が及ぶおそれもあります。皆様方におかれては、そのような状況に備え、以下の諸点を参考として、万一の際の心構えを持ち、今後の対応を検討していただきたいと思います。

(イ) 当国における鳥インフルエンザ患者の治療体制

ジャカルタでは、鳥インフルエンザの感染ないし感染の疑いが確認された場合は、基本的には政府による指定病院(現時点でのジャカルタ特別州の指定病院は、スリアンティ・サロソ病院と、プルサハバタン病院、ガトット・スプロト病院の3か所)に収容され、治療を受けることとなっています。

(ロ)鳥インフルエンザに対する治療の現状

(a)人から人へ感染する新型インフルエンザが発生した場合、効果的な予防のためのワクチンは現存していないと考えられており、また、新型インフルエンザに対応するワクチンの製造には相当な時間(約6ヶ月)がかかるといわれています。

(b)既存の一般的なインフルエンザの治療薬として処方される「タミフル」と「リレンザ」について、当国においては、政府が一元管理することになっているため、一般市場での入手は困難な状況にあります(ただし、現在、当国政府による全国の指定病院等には政府備蓄分から一定量について供給されています)。

(ハ)航空機等の交通機関

当国で人から人への感染が発生した場合、世界への蔓延を防ぐため、人の移動及び物資の流通が制限される可能性があり、場合によっては、航空機等の運航が停止する可能性があります。

(二)生活物資

物資の流通の制限により、生活物資の入手に支障をきたすおそれがあります。

(ホ)出入国の制限

出入国が厳しく制限される可能性があります(日本においても、防疫上の措置がとられます。)

(ヘ)出入国の準備

(a)いつでも航空券が購入できるよう、米ドル等現金を常に準備しておくことをお勧めします。

(b)当国の滞在許可及び再入国許可等が失効していないかの確認、必要に応じて更新等を早めに手続きしておくことをお勧めします。

(ト)日本人学校

感染予防及び感染拡大防止のため、日本人学校が一時休校等の措置を取る可能性があります。

(チ)工場の操業、従業員の雇用等

邦人駐在員の駐在規模を縮小する(又は全員が一時帰国する)場合、工場等の操業を縮小するか、その場合、インドネシア人従業員の雇用・給料の支払い方法をどうするか等、企業経営上の諸問題に

ついて予め検討しておく必要があります。

なお、鳥インフルエンザに関する情報提供としては、以下のホームページがあります。当館ホームページと併せて活用してください。

●厚生労働省ホームページ: 鳥インフルエンザ関連情報

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/index.html>

●検疫所ホームページ

<http://www.forth.go.jp>

●感染症情報センターホームページ: 「インフルエンザパンデミックQ & A」、WHO発表リポートの和訳

文 http://idsc.nih.go.jp/disease/avian_influenza/index.html

●WHOホームページ: 鳥インフルエンザ発生最新情報他(英語)

http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/index.html

Ⅱ. 緊急事態への備えと対処要領

1998年5月、ジャカルタを中心に各地で暴動が発生し、約9000人の在留邦人が極めて短期間に臨時便やチャーター便で国外に安全退避したことは、今なお我々の記憶に残っており、過去の貴重な体験を教訓とし、今後ともその危機管理に役立てていかなければなりません。

こうした情勢の中、各種の緊急事態に常日頃から備えておくことはインドネシアで暮らす上での必要不可欠な要素といえます。ここではそうした準備や緊急事態への対処の上で参考となるよう、一応の基準と心構えを記しました。

1. 外務省の「渡航情報」について

外務省は、各国・地域の治安状況について、それぞれの情勢に応じた4段階の具体的な文章表記、「十分注意してください」、「渡航の是非を検討してください」、「渡航の延期をお勧めします」及び「退避を勧告します」で示しています。

●「十分注意してください」

当該国(地域)への渡航、滞在に当たって特別な注意が必要であることを示し、危険を避けるように勧めるもの。

●「渡航の是非を検討してください」

当該国(地域)への渡航に当たり、渡航の是非を含めた検討を真剣に行い、渡航する場合には十分な安全措置を講じるよう勧めるもの。

●「渡航の延期をお勧めします」

当該国(地域)への渡航は、どのような目的であれ延期するよう勧めるもの。また、現地に滞在している邦人に対しては退避の可能性の検討や準備を促すもの。

●「退避を勧告します」

現地に滞在しているすべての邦人に対して当該国(地域)から安全な国(地域)への退避(日本への帰国を含む)を勧告するもの。

2. 平素の心構え

(1) 情報入手方法の確立

緊急事態の発生時は、いかに正確な情報を入手し得るかが重要な鍵となります。平素から各種情報の入手先を確認したり、ジャカルタ・ジャパン・クラブ(JJC)へ加入して素早く適切な情報を入手できるようにするなど、情報の入手方法を確立しておきましょう。

緊急事態発生時の最後の安否確認の方法は、滞在する皆様から提出していただいている「在留届」が基礎となります。「在留届」は、外国で滞在する際のいわば住民登録であり、3か月以上滞在する予定のある方は、必ず管轄地の大使館または当国内総領事館への提出が義務付けられています。また、転居、転職、出生等による家族の異動事項が生じた場合には「記載事項変更届」を、更に帰国の際には「帰国届」をそれぞれ提出してください。

(2) パスポート等の管理

パスポート、出国・再入国許可証、滞在許可証(KITAS)等は紛失しないよう厳重に管理し、KITAS

及びパスポートの写しは突然の検問等に備えて常時携帯しておきましょう。

また、パスポートの有効期限が常に6か月以上あることを確認しておきましょう。

(イ) 滞在許可、出国・再入国許可取得手続等のため、入国管理局にパスポートを預け入れしている間に緊急事態が発生し、急遽本邦へ引き揚げる必要が生じた場合、大使館または当国内総領事館ではパスポートに代わる「帰国のための渡航書」を発給することが可能ですが、平常時から出入国管理に係る手続は早め早めの対応を心がけましょう。

(ロ) 長期滞在者は出国に際し、「滞在許可証」を所轄の移民局へ提出し、「出国許可証(Exit Permit only)」を取得する必要があります。また、後日再入国するためには、「再入国許可証(Re-entry Permit)」の取得も必要となります(短期滞在者については「滞在許可証」の取得手続は不要であり、出国のための「出国許可証」の取得も必要ない)。なお、緊急事態発生時に「出国許可証」の取得が困難な場合は、大使館または当国内総領事館に相談してください。

(3) 備蓄品、緊急持出し品等の準備

(イ) 食料、飲料水

状況によっては、買い物のための外出が困難になり、あるいは、しばらくの間自宅で待機する方が安全なことも想定されますが、鳥インフルエンザを想定して、1～2ヶ月間位の生活ができる程度の食料、飲料水の備蓄を心がけましょう。

(ロ) 金銭

事態の緊迫により、銀行の閉鎖もあり得るので、国外退避のための現金(外貨及び空港使用料15万ルピア/人)を準備しておくことを心がけましょう。なお、インドネシア・ルピアにおいては1億ルピア以上の現金を国外に持ち出す場合にはインドネシア中央銀行の許可が必要となるため、注意が必要です。

(ハ) 短波ラジオ等の持出し品

事態が悪化してくると、NHKの短波放送により治安状況が放送されるので、あらかじめ短波ラジオ(予備電池を含む)を準備し、日本語放送の周波数や放送時間帯を確認しておきましょう。

救急薬品や懐中電灯等、緊急時に持ち出すものについては平素から整備し、保管場所を確認しておきましょう。

(二)給油

自動車は常に整備し、燃料も早めに給油しておきましょう。

(4)その他留意すべき事項

(イ)家族間の連絡体制

家族のその日の行動は家族全員が相互に把握し、非常時に落ち合う場所を確認しておくと共に、家族にも携帯電話を持たせるなど、いつでも連絡がとれるような策を講じましょう。

(ロ)保険への加入

海外旅行傷害保険、火災保険、盗難保険、自動車保険等に参加しておくことをお勧めします。

(ハ)航空券の購入及び座席確保

現在、主要航空会社ではEチケットによる発券が一般的であり、日付が記載されていない航空券(いわゆる「オープンチケット」)の購入は座席の確保を意味しません。帰国便の席を確保するためには、予約を入れて座席を留保する必要があります。

3. 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の対応

(1)正確な情報を入手して状況を正しく把握すると共に、流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれたりすることなく、冷静に行動しましょう。また、邦人相互間で緊密な連絡をとり、情報の共有に努めてください。

緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、大使館領事部はジャカルタ・ジャパン・クラブ(JJC)及び国内の各日本人会と緊密な連携を保ちつつ、メール、緊急連絡網、大使館からのお知らせ及び大使館インターネット・ホームページ等により情報を随時提供し、必要な措置について連絡します。

(2)生命、身体、財産等に危害が及ぶ、又は及ぶおそれがある場合は、ホテル、あるいは各企業等が決めた集合場所へ避難し、所轄警察署に救援を求めるなどの措置をとります。ただし、情勢によって

は自宅で待機の方が安全な場合もあり得るので、軽挙妄動は慎んでください。屋外で銃声が聞こえたら、流れ弾の被害に遭わないよう、窓の近くには寄らないようにし、退避する場合は、退避状況を常に大使館または当国内総領事館(大使館への連絡が困難な場合には日本の外務省領事局海外邦人安全課)に通報してください。

(3)NHK国際放送(短波ラジオ、周波数 6075、11665、11860、17810、11740、11815 で、朝 6 時から深夜 0 時までそれぞれ約 2 時間ずつ放送)からの情報入手についても留意してください。

4. 退避、出国等

(1)日本政府から退避勧告があった場合は、これに従ってなるべく早く退避、引揚げを行ってください。

外務省は、原則として一般商業機が運航されている間に退避勧告を発出しますので、一般商業機で退避するよう努めてください。

(2)事態が逼迫して、大使館または当国内総領事館から退避又は引揚げのための集結の連絡があった場合は、示された集結場所のうち、最寄りの場所に集結してください。

(3)退避する際、貴重品は目立たないように身に付けてください。服装は肌の露出が少なく動きやすいものを、履き物は動きやすく丈夫なものを履くよう心がけましょう。また、両手が使えるようにしておくため、貴重品、常備品等はナップザック等で携行し、荷物は最小限にとどめてください。

(イ)現場の状況はほかの在留邦人の方々の貴重な情報となるので、大使館または当国内総領事館へ随時通報してください。

(ロ)各人又は派遣元会社等の判断により国外に退避する(日本へ引き揚げる)場合は、その旨を必ず大使館または当国内総領事館に届けてください。大使館または当国内総領事館への連絡が困難な場合は、外務省領事局海外邦人安全課へ連絡してください。

Ⅲ. 参考情報

1. 緊急連絡網

大使館(総領事館)は、ジャカルタ・ジャパン・クラブ(JJC)等の各邦人団体との協力のもとに、下記のとおり緊急連絡網を整備しています。

(1) JJCの法人部会会員企業への緊急連絡

JJC事務局からEメール一斉発信によって、平日及び休日にかかわらず、会員企業の緊急連絡担当者へ緊急連絡を行います。

(2) JJCの個人部会会員への緊急連絡

JJC事務局から携帯電話のSMS一斉送信によって、会員へ緊急連絡を行います。

本件サービスの提供を受けるためには、事前に携帯電話番号を JJC事務局に登録しておく必要がありますので、詳細は同事務局にお問い合わせください。

(3) ジャカルタ日本人学校(JJS)連絡網

JJSから児童・生徒の家庭への連絡網が使用されます。

(4) ホテル連絡網

ジャカルタの主要ホテルに大使館から直接連絡があります。

(5) 各地方日本人会への連絡網

バンドン、ジョグジャカルタ、ソロ、スマラン、パレンバン各地の日本人会を通じ連絡があります。

(6) 大使館のEメールによる連絡

事前に登録(在留届の提出(Eメールアドレス記入有)又はメールマガジン登録)をされた方々に、大使館から直接Eメールにより「大使館からのお知らせ」等の情報を配信します。

(7) その他

JJC及び各地日本人会に加入していない会社、団体等については別途連絡となりますが、インターネットでも届け出が出来ますので、在留届を管轄地の大使館または当国内総領事館に必ず提出するよう周囲の邦人の方にも周知して下さい。

2. 「インドネシアの治安情報」の入手方法

治安の著しい悪化や災害、騒乱その他の緊急事態が発生または、発生の可能性が高まっていると判断される場合は、大使館から前記連絡網により必要な情報を連絡します。

その他、次の方法により情報を入手することができます。

○ 在インドネシア日本国大使館インターネット・ホームページ

http://www.id.emb-japan.go.jp/index_jp.html

○ ジャカルタ・ジャパン・クラブ(JJC)インターネット・ホームページ

<http://www.jjc.or.id/>

○ ジャカルタ日本人学校(JJS)インターネット・ホームページ

<http://www.jjs.or.id/>

○ 外務省インターネット・ホームページ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

○ 外務省領事局海外邦人安全課

TEL: (03)5501-8160(直通) 、 FAX: (03)5501-8156

○ 外務省海外安全相談センター

TEL: (03)3580-3311(外務省代表)(内線2902、2903)

(03)5501-8162(直通)、 FAX: (03)5501-8161

○ NHKラジオ国際放送の最新の周波数表等は、NHKのホームページで入手できます。

<http://www.nhk.or.jp/nhkworld/japanese/radio/>

3. 緊急連絡先一覧表

(1)大使館、当国内総領事館(夜間・休日に緊急な用件のある方は、代表電話番号にお電話の上、音声メッセージに従ってください(以下の当国内総領事館も同様です)。

○在インドネシア日本国大使館

TEL:代表(021)31924308 、 FAX:代表(021)31925460、大使館領事部(021)3157156

○在マカッサル出張駐在官事務所

TEL:(0411)871030、872323、 FAX:(0411)853946

○在スラバヤ日本国総領事館

TEL:(031)5030008、 FAX:(031)5030037

○在デンパサール日本国総領事館

TEL:(0361)227628、 FAX:(0361)265066

○在メダン日本国総領事館

TEL:(061)4575193、 FAX:(061)4574560

(2)ジャカルタ・ジャパン・クラブ(JJC)

TEL:(021)3150418、 FAX:(021)31925902

(3)ジャカルタ日本人学校(JJS)

○小・中学部

TEL:(021)7454130、 FAX:(021)7454139／40

○幼稚部(JJS TK)

TEL:(021)74867906、 FAX:(021)74867905

4. 警察・消防・高速道路関係 (ジャカルタ市外局番 021)(1)警察／POLISI ～ 24時間

(1)警察

☆TEL:(市外局番なし):110

○ジャカルタ警視庁／Polda Metro Jaya ～ ジャカルタ全域

TEL:5234313(事件担当)、 523－4000(Information)、5234313、5234045(siaga operasi)

○南ジャカルタ警察署／Polres Jakarta Selatan ～ジャカルタ南部全域

TEL:7206012、7206013

○クバヨラン・バル地区派出所／Polsek Metro Kebayoran Baru

TEL:7393234

○クバヨラン・ラマ地区派出所／Polsek Metro Kebayoran Lama

TEL: 7203232

○スティア・ブディ・クニンガン地区派出所／Polsek Setia Budi, Kuningan

TEL: 5250072

(2) 消防／PEMADAM

○ジャカルタ南部 TEL: 7694519、7515054

○ジャカルタ中央 TEL: 6311216、6344215、6328469、6328576

○ジャカルタ北部 TEL: 44834444、44835555、44837570

○ジャカルタ東部 TEL: 8582150、85904904、8193113

○ジャカルタ西部 TEL: 5682284

(3) 救急車／Ambulans

TEL: 119、65306381、65832681、65303118(24時間)、64717089、FAX: 659944

(4) 高速道路(交通情報)／Jasa Marga

○本部(Head Office) TEL: 8413630

○チリリタン／Cililitan TEL: 80887227

○チカンペック／Cikampek TEL: 82430045

○チャワン〜トマン間／Cawang-Tomang TEL: 80887227

○ジャゴラヴィ／Jagorawi TEL: 98177777

○クボンジュルック〜タンゲラン〜メラック間 /Kebonjeruk-Tangerang-Merak TEL: 55753904

○チャワン〜タンジュンプリオク間 /Cawang-Tanjung Priok TEL: 6518350、

(5) 交通情報(ラジオ) / Radio Sonora (FM 92.00)

TEL: 6335450(main number)、6337783

(6) スカルノ・ハッタ空港 フライト・インフォメーション

TEL: 5505308〜09、5505179

(7) タクシー

シルバー・バード TEL: 7981234

ブルー・バード TEL: 7941234、79171234

5. 一口会話

強盗 PERAMPOKAN (プランポカン)

泥棒 MALING (マリーン、強盗のこと)、PENCURIAN (プンチュリアン、盗難のこと)

殺人 PEMBUNUHAN (プンブヌハン)

スリ COPET (チョペット)

引ったくり PERAMPASAN (プランパサン)

誘拐 PENCULIKAN (プンチュリカン)

火事 KEBAKARAN (クバカラン)

デモ UNJUK RASA (ウンジュック・ラサ)

暴動 KERUSUHAN (クルスハン)

HURU-HARA (フルハラ)

排斥運動 SWEEPING (スウィーピング)

喧嘩 TAWURAN (タウラン)

助けてください。: TOLONG! (トローン!)

どろぼうです。警察を呼んで下さい。: MALING! TOLONG PANGGILKAN POLISI

。(マリーン! トロン パンギルカン ポリシ。)

病気です。救急車を呼んでください。: SAYA SAKIT. TOLONG PANGGILKAN AMBULAN.

(サヤ サキット。トロン パンギルカン アンブーラン。)

火事です。: KEBAKARAN! (クバカラン!)

日本大使館に連絡してください。: TOLONG HUBUNGI KEDUTAAN JEPANG.

(トロン フブンギ クドゥタアン ジュパン。)

「情報提供デスク」としてのJJC

ジャカルタ・ジャパン・クラブ(JJC)は、大使館領事部と緊密な連携を図りながら、

- ホームページによる情報発信
- 法人会員向けに、デモ等の治安情報を電子メールにより配信
- 個人会員向けに、安全、医療等の生活関連情報を郵送(隔月)など、在留邦人が
ジャカルタで安全に生活するために必要な各種情報を提供し、啓蒙活動
を行っています。